

平成31年4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成31年4月19日(金) 午前9時00分～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

10番 村井 孝彦

傍聴推進委員

2番 茶本 恭弘

14番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	10件	田 畑	6,328 m ² 3,446 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	2,389 m ² 386 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	1,565 m ² 1,202 m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	m ² 1,724 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	15件	田 畑	28,225 m ² 17,726 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	2件	田 畑	m ² 11,450.95 m ²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	4件	田 畑	m ² m ²
第9号議案	青年等就農計画認定申請	1件	田 畑	m ² m ²
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	9,732 m ² m ²
合 計		46件	田 畑	48,239.00 m ² 35,934.95 m ²

平成31年4月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より4月の定例会を開催いたします。

議案の順番の変更及び訂正があります。議案の目次をご覧ください。3月までは、第1号議案が農地法第3条許可申請、第2号議案が合意解約、第3号議案が農地法第4条許可申請、第4号議案が農地法5条許可申請でした。他市町の状況や制度のことを鑑みまして検討した結果、合意解約については報告案件とし議案の順番を変更しております。ご審議いただく議案としましては、第1号議案が第3条、第2号議案が第4条、第3号議案が第5条のように繰り上げております。最後に報告第1号として合意解約を載せておりますのでご報告いたします。

続きまして、議案の訂正です。まず、目次ですが第7号議案ですが1件8221.95㎡となっておりますが、追加議案がございますので2件11450.95㎡に訂正をお願いします。次に4pの第2号議案の農地法第4条許可申請の1番の面積に内池沼の面積が抜けておりますので、(3.30㎡)の記載をお願いします。また備考欄には、常設審議案件の記載をお願いします。

次に5p第3号議案の農地法第5条許可申請の4番のうち、転用目的の併せて利用する土地は257.05㎡へ訂正、備考欄の使用貸借権は所有権へ訂正してください。5番、譲渡人の漢字の「合」を「井」に訂正してください。議案の訂正は以上です。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで、追加議案を含めまして合計43件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、村井委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。平成最後の定例会となり、来月からは新しく令和が始まります。新しい歴史が我々にとって良い時代になるよう願うばかりです。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を9番の岡野委員さんと16番の穴吹委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、6番の山下委員さん、7番の松下委員さん、8番の井上委員さんと私で、昨日の4月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1018 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 241 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 444 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 計 1,314 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、面積 495 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6 番、・・・、面積 計 1,833 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7 番、・・・、面積 204 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

8 番、・・・、面積 1041 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

9 番、・・・、面積 計 1,603 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

10 番、・・・、面積 計 1,581 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件 10 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありました。第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」10 件のうち、3 番については木下委員さん、9 番は國重委員さん、10 番は吉田委員さんが関係者となりますので、それぞれ審議中は退室していただくことになります。

まず 1 番、2 番および 4 番から 8 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて 3 番について審議を行いますので、木下委員さん退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて9番について審議を行いますので、國重委員さん退室をお願いいたします。

(國重委員 退室)

会長職務代理 9番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(國重委員 入室)

会長職務代理 続いて10番について審議を行いますので、吉田委員さん退室をお願いいたします。

(吉田委員 退室)

会長職務代理 10番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(吉田委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」10件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、6番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 計2,124㎡。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジから東へ約100m、国道11号線から南に約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 相続により土地を取得したが会社員のため農作業が困難なこともあり、

自然エネルギーの活用および、収益の面から太陽光発電設備を計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書がある。香川県農業会議常設審議委員会諮問案件である。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。1番につきましては、山下委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積265㎡。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジから北東へ約200m、国道11号線から北に約80mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 現在は賃貸住宅に住んでいるが、相続により土地を取得したので自己住宅を建築して居住するため。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積386㎡。【議案読み上げ】

総社神社から北東へ約200mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家住宅 用地

申請理由 昭和44年に現在の住宅を建築した際に、一部敷地に転用申請がなされていないことが、相続により判明。そのため、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、うち2件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、4月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番と5番については現地調査を実施しておりますので、6番山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番、5番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 計 352㎡。【議案読み上げ】

市立加茂小学校から北西へ約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は、現在、会社の社宅に居住しているが、子供の成長とともに手狭となったため、本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 452㎡。【議案読み上げ】

市立林田小学校から西へ50mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 アパートの駐車場・駐輪場・物置用地

申請理由 譲受人は、併せ利用地の宅地およびアパートを購入することになり、駐車場が不足しているため、駐車場用地を拡張することを計画したため。

譲渡人が申請地の一部をすでにアパートの駐車場・駐輪場・物置用地として利用している。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、5番につきましては、山下委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積106㎡。【議案読み上げ】

鼓岡神社から北へ約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は、現在、両親と実家に居住しているが、夫と二人で居住する家を探しており、馴染みがある地域であるため居住地として選択しました。申請地は市道からの進入路であるが、無断転用を解消するものであります。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 計584㎡。【議案読み上げ】 4番と関連があります。

須賀公民館から南へ約100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 本申請地は申請者と母と妹の共有名義であるが、母と妹から贈与されることになったため、昭和22年ころから宅地として利用している本申請地の無断転用を解消するものであります。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積166㎡。【議案読み上げ】 3番と関連があります。

須賀公民館から南へ約100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 昭和63年に申請者が住宅を建築した時から、庭および通路として利用しているため、無断転用を解消するものであります。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

6番、・・・、面積1,107㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松王越坂出線（16号線）と県道林田府中線（187号線）との交差点から南西に約30m、周辺に市立白峰中学校がある。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は、今後定年を迎え年金生活になるため、老後の生活のために太陽光発電事業を計画。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 3番の案件にはどなたが居住していますか。

事務局次長 譲受人の母が住まわれています。

三木委員 4番の案件は譲受人ですか。

事務局次長 そうです。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の2番については現地調査を実施しておりますので、7番 松下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

松下委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積1,592㎡。【議案読み上げ】

府中湖の西側で、府中ダムから南側約200mに位置します。

申請理由 申請地は、山林と原野に囲まれて耕作に不向きなため、昭和60年頃から耕作しなくなり、20年以上が経過して山林化している。周囲は山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい地元農業委員である三木委員からの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま松下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「非農地証明願」2件についてご説明いたします。

2番につきましては、松下委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積132㎡。【議案読み上げ】

旧櫃石中学校から北に 約200mに位置。

申請理由 農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 建築年が大正元年と記載されてある坂出市税務課発行の土地・家屋課税台帳の添付があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」15件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が6件、再設定が4件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となっております。

以上、農用地利用集積計画書15件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」追加議案を含めて2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第7号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計8,221.95㎡。【議案読み上げ】

府中湖に架かる府中湖大橋から南東へ約600m、高松自動車道から北へ約100mに位置。

転用目的 花崗土採取および建設残土埋立による農地造成

申請理由 ため池改良工事に必要な土砂採取および農地造成を目的として事業に着手したところ、下層地盤にため池改良に適した土質の存在が判明したため、計画当初より約4m切り下げて採取するとともに、覆土として良質建設残土および現地表土を利用し、農地造成を行います。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 計3,229㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線（33号線）に架かる綾川大橋から東へ約450m、国道11号線から南に約250mに位置。

転用目的 花崗土採取による農地造成 用地

申請理由 借人は現在、土木建築工事の請負、設計、施工等を営む法人で、現在も本申請地について一時転用により事業を行っているものである。今般はその許可の3年間の工期延長を計画しているため。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 1番について、計画当初より4m切り下げたのち覆土をすれば、当初の計画どおりの高さになるのですか。

事務局次長 元の計画どおりの高さにするために、もともとは他から建設残土を持ち込む予定は無かったが、深く切り下げた分、覆土として持ち込むことになりました。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。まず第8号議案、「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。

事務局に説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回4件提出されており、1件が新規で3件が更新でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の10日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものであります。

申請の概要を11ページと12ページにまとめており、13ページ以降20ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理

事務局の説明がございましたが、第8号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて第9号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

青年等就農計画の認定申請は、今回1件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、先程の農業経営改善計画と同じく中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の10日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を21ページにまとめており、22ページ以降24ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理

事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「青年等就農計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思いをします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1841㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積2142㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 計5,749㎡。【議案読み上げ】

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

※農業委員会総会の予定について

会長職務代理 それでは、これをもちまして4月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了

平成31年4月19日